

札入負請

入札時間の待機場所を

県、他自治体も設置はしていない
／本庁副町長



もり はるし 議員 治史

問 入札時の業者の待機場所は曖昧に会場敷地内とするのではなく、指定場所を設け入札が済むごとに順次会場へ移動できるようにすべきではないか。

答

澳本本庁副町長

県や近隣自治体の状態を聞くと待機場所は設置しておらず、それぞれの業者が常識ある待機をしている。

雇用対策
公園維持管理雇用に補助金を
考えていない／町長

問

NPO 砂浜美術館の公園維持管理担当の話によると、今年4月から現在子育て中で、求職活動している若者を雇用する。そのことによつてシルバー人材の18名と直接雇用者1名の全員が3月末で一旦整理され、同じ条件で再雇用する方針とのこと。
その方々の中には年金受給手前の方や年金が月3万5千

円の方などもおり、この仕事の収入で生活をしている。若者の雇用は良いことだが、再雇用者の方々の夏場の週3日、冬場は1カ月7〜8日の仕事の日数が減る。その半分でも日数が増えるように町が手助けすることで地域も活性化されるし、若者の職場の拡充と、高齢者の仕事の確保ができる。平成16年まで町から公園管理協会に出されていた補助金を再度付けられないか。

答

下村町長

以前、大規模公園管理は県から委託されて町が管理協会を設置し、県の委託料プラス町の補助金で運営していたが、数年前から県の指定管理制度導入に伴って、砂浜美術館が委託料で管理しており、町からの補助は考えていない。



職員手当
この住宅手当受当な支給か
条例規則に準拠し支給
／本庁副町長

問

2月23日の高知新聞の記事に「町職員は地元に住んで」とあった。また「何人も公共の福祉に反しない限り、住居移転及び職業の選択は自由」ともあり、憲法二十二条で保障された権利は私もその通りだと思う。しかし、夫婦二人とも町の職員で、妻名義の土地建物を町内に持ちながら町外に借家をし、条例に基づくとはいえ、夫に対し1万2千円を超えた分の住居手当の支給は民間に勤める者からするとどうして受当なのか考え辛い。執行部の考えはどうか。

答

澳本本庁副町長

条例規則に準拠し、職員から申請があれば、内容審査の上受当であれば交付、支給する。しかし、倫理上、社会通念上、道義的にどう対応していくかという事については、今まで通り町長始め、管理職が是非とも町内に住んで頂きたいとのお願いをこれからも継続する。

